

佐賀県豪雨災害に関する会長声明

佐賀県では、本年8月27日からの記録的豪雨により、各地で大規模浸水、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生しました。当会は、引き続きの警戒が必要なことを注意喚起するとともに、これらの災害により被害を受けた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当会は、災害対策本部を設置しました。また、当会は、佐賀県市長会と災害時における連携協力に関する協定を締結しており、佐賀県とも、当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会が大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しております。当会は、これら協定に基づいて自治体と連携し、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰いで、会をあげて被害を受けた方々の支援に取り組み、被災地域の復旧・復興に助力します。

2019年（令和元年）8月29日

佐賀県弁護士会

会長 奥田律雄